

■承認第3号 四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

【要旨】

地方税法の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 2 号)、地方税法施行令の一部を改正する政令(平成 27 年政令第 161 号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成 27 年総務省令第 38 号)が平成 27 年 3 月 31 日に公布され、原則として同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、四万十町国民健康保険税条例の改正が必要となったが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行ったので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求めるもの。

【今回の法改正の考え方】

国民健康保険税に係る課税限度額を引上げ、歳入の確保に努めるとともに、低所得者に対する国民健康保険税軽減対象世帯の内、5 割及び 2 割軽減措置対象世帯の拡充を図る。

減免申請期限については、「身体障害者に対する等軽自動車税の減免」手続きと同様に、「納期限前 7 日まで」を「納期限まで」に延長する。

【主な条例改正の内容】平成 27 年度分の国民健康保険税から適用

(1) 課税限度額(上限額)の引上げ

国民健康保険税の各限度額を次の表のとおり引き上げる。(政令第 56 条の 88 の 2 関係)

	平成 26 年度	平成 27 年度(改正後)
基礎課税分 (医療分)	510,000 円	520,000 円
後期高齢者支援金分	160,000 円	170,000 円
介護保険分	140,000 円	160,000 円
合 計	810,000 円	850,000 円

(2) 5 割・2 割軽減対象世帯の基準額の拡充(政令第 56 条の 89 関係)

5 割、2 割軽減対象世帯の判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を次のとおり引き上げた。

区分	乗すべき金額	
	平成 26 年度	平成 27 年度 (改正後)
5 割軽減	245,000 円	<u>260,000 円</u>
2 割軽減	450,000 円	<u>470,000 円</u>

【判定基準額】

5 割軽減 = 330,000 円 + (260,000 円 × 被保険者数)

2 割軽減 = 330,000 円 + (470,000 円 × 被保険者数)

(3) 減免申請期限の延長

国民健康保険税を普通徴収する場合、遅くとも「納期限前 10 日」までに納税者へ交付する必要がある（地方税法第 713 条）。

減免の申請期限が「納期限前 7 日」である場合、納付書が期限日に交付された場合、減免申請期間が 3 日となり、納税者の権利が制限される恐れがある。（なお、四万十町では、納期限前 14 日以上の期間を設けて納付書を発行している）

今回、総務省から「身体障害者等に対する軽自動車税の減免に係る申請期限の見直し（あっせん）」（平成 27 年 3 月 10 日総評相第 54 号）の検討依頼が示されたため、町税と合わせて国民健康保険税の減免申請期限の見直しを行った。

【今回の改正による被保険者への影響】

(1) 1 人世帯で課税限度額となる所得

課税限度額を引き上げ、及び平成 27 年度国保税額改定により、平成 27 年度においては 1 人世帯で所得約 646 万円以上の世帯が課税限度額 85 万円の対象となる。（平成 26 年度 1 人世帯で課税限度額 81 万円となった所得 712 万円）

(2) 軽減対象となる所得

低所得層の世帯（下記の表参照）については、軽減措置の拡充により国保税の負担減となる世帯が増加する。

※ 5 割軽減対象世帯所得額早見表

被保険者数	軽減対象所得	
	平成 26 年度	平成 27 年度(改正後)
1 人	575,000 円	590,000 円
2 人	820,000 円	850,000 円
3 人	1,065,000 円	1,110,000 円
4 人	1,310,000 円	1,370,000 円
5 人	1,555,000 円	1,630,000 円

※ 2 割軽減対象世帯所得額早見表

被保険者数	軽減対象所得	
	26 年度	27 年度(改正後)
1 人	780,000 円	800,000 円
2 人	1,230,000 円	1,270,000 円
3 人	1,680,000 円	1,740,000 円
4 人	2,130,000 円	2,210,000 円

5 人	2, 580, 000 円	2, 680, 000 円
-----	---------------	---------------

■参考資料

①上限世帯数

項 目	26 年度 (H26. 7 時点)		27 年度 (H26. 7 時点で試算)	
	限度超世帯	限度超過額	限度超世帯	限度超過額
医療分	33 世帯	7, 968 千円	43 世帯	10, 369 千円
支援金分	69 世帯	7, 345 千円	73 世帯	7, 786 千円
介護分	27 世帯	1, 971 千円	26 世帯	1, 845 千円

②所得区分別軽減世帯数等 (H27 年度試算)

所得区分	世帯数	構成割合	5 割軽減世帯数 (割合)	2 割軽減世帯数 (割合)	備考
33 万以下	1, 438	44. 3%	—	—	原則 7 割軽減
33 万超～103 万以下	720	21. 0%	239	372	
103 万超～204 万以下	656	19. 1%	11	78	
204 万超～302 万以下	258	7. 5%	0	4	
302 万超～400 万以下	139	3. 8%	0	1	
400 万以上	230	4. 3%	0	0	
合 計	3, 441	100. 00	250 (7. 3%)	454 (13. 2%)	1, 439 (41. 8%)

平成 27 年度試算において軽減対象 (7・5・2 割) となる世帯は、2, 143 世帯 (62. 3%) と推計され、内 5 割・2 割軽減対象は 704 世帯 (20. 5%) と試算されている。

③世帯人数別世帯状況 (H27 年度試算)

世帯人数 (国保加入者)	世帯数	構成割合	5 割・2 割軽減判定所得 (27 年度)
1 人	1, 930	56. 1%	590 千円・800 千円
2 人	1, 037	30. 1%	850 千円・1, 270 千円
3 人	278	8. 1%	1, 110 千円・1, 740 千円
4 人	110	3. 2%	1, 370 千円・2, 210 千円
5 人	60	1. 7%	1, 630 千円・2, 680 千円
6 人以上	26	0. 8%	省略
合 計	3, 441	100. 0%	